

## 郵便入札について（参加者用）

刈谷市では、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザ等感染防止の観点から令和3年4月以降に発注を行うものについては、郵便入札を導入することとします。参加される方は、指名競争入札通知書又は見積書徴収通知書をご確認のうえ、ご参加下さい。

### 1 郵便入札とは

郵便により入札書又は見積書を送付する方法を言います。

### 2 郵便入札の対象となるもの

刈谷市が発注する指名競争入札、随意契約のうち、入札等担当課が郵便入札で行うと判断したものに限り、今まで刈谷市において実施してきました当日持参する方式での指名競争入札や随意契約も引き続き行いますので、どちらの方法で行うか通知をよく確認したうえで参加して下さい。

### 3 郵便入札である旨の記載

通知において、郵便入札であること及び市役所又は庁外施設への提出期限を明記します。

### 4 入札書、見積書に関する注意事項

- ・郵便入札は通常とは違い専用の入札書、見積書の様式であるため、注意して下さい。
- ・郵便入札のため、代理人名による入札書等の提出はできません。
- ・入札書等へは、刈谷市に入札参加資格登録をした入札者名での記載、代表者印を押印して下さい。（入札参加資格申請時に委任先を登録している場合は、委任先の代表者名、及び委任先の代表者印を押印して下さい。）
- ・入札書又は見積書に記載する日付は、上記「3 郵便入札である旨の記載」中の通知等に明記された提出期限を記載して下さい。

### 5 参加時の注意点

#### (1) 郵送する場合

##### ア 郵送の方法

- ・郵便局の窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により郵送して下さい。その場合、郵便局より渡される差出控えは、開札が終わるまで保管して下さい。

なお、郵便ポストに投函されたものは無効といたします。必ず郵便局窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により郵送をお願いいたします。

#### イ 内封筒について

- ・封筒は、長形3号（120mm×235mm）の封筒を使用して下さい。
- ・内封筒には、必ず案件ごとに入札書又は見積書を封入してください。内封筒の中に複数の入札書又は見積書を入れて郵送された場合はすべて無効となります。
- ・内封筒には、必要事項を記載のうえ、封緘（入札書は糊付け、封印。見積書は糊付け、ペ印）して下さい。
- ・具体的な記載方法等は刈谷市郵便入札心得書の様式第3号「内封筒作成方法」を参照して下さい。

#### ウ 外封筒について

- ・封筒の規格については、決まりはありません。
- ・複数の内封筒を1つの外封筒に入れることは可能です。具体的な記載方法等は刈谷市郵便入札心得書「作成例 外封筒作成方法」を参照して下さい。

#### エ 提出期限

通知に記載のある提出期限までに、市役所の各入札担当課または庁外施設に必ず届くように手続きをして下さい。提出書類として記載された書類は郵送した後には差替えはできません。

#### オ 郵送先

各入札等担当課

#### (2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略できます。内封筒の記載や封緘等の方法は郵送する場合と同様です。なお、提出期限は通知書に記載している期限までとなります。提出期限後の受付はできません。

## 6 入札書及び見積書の取扱い

内封筒に記載誤り等があった場合は、入札は無効となります。本市に到達した入札書及び見積書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認のうえ提出して下さい。また、中止または取消しとなった場合、入札書又は見積書は返却しません。

## 7 辞退について

辞退する場合は、提出期限までに入札辞退届（様式第4号）又は見積辞退届（様式第5号）を各入札等担当課に提出して下さい。（辞退届に関しては、普通郵便でも可とします。）

入札書又は見積書提出後の辞退は認められません。

## 8 開札の立会い

郵便入札の参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立会うことができます。

なお、開札の立会いを希望するものがない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立会うこととします。

## 9 同額入札の場合

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。参加者が立ち会っている場合は参加者がくじを引き、立ち会う者がいない場合、当該入札等事務に関係のない刈谷市職員がくじを引くものとします。

## 10 入札結果の通知

開札後（原則は当日中に）各入札等担当課より連絡します。